

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和5年度）

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

事業者名 東京都交通局
代表者名（役職名及び氏名） 局長 久我 英男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ノンステップバス	新たに導入する車両も全車ノンステップバス車両とする（令和5年度85両導入予定）。	計画のとおり実施済み

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供	聴覚障害者からの求めに対して、筆談具を用いて応じられるよう、職員への教育を随時実施する。	計画のとおり実施済み
設備を用いた情報提供	バス接近情報表示装置やデジタルサイネージ等を使用して、運行情報を文字及び音声により提供できるよう、設備の点検を実施する。	計画のとおり実施済み
職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供	スロープ板等による必要な役務の提供を行えるよう、職員への教育を随時実施する。	計画のとおり実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子ご利用のお客様の介助	車椅子等を御利用のお客様が乗車する際には、必要に応じて、運転手がスロープ板を設置するなどサポートを実施する。	計画のとおり実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車内における案内サービスの充実	バス車内の前方に設置している次停留所名を表示するモニターについて、後方からも見やすくするため、今後新たに導入する車両から、車内中央の天井にも順次設置する。（令和4～6年度合計 240基設置）	新車85両に導入

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客研修の実施	乗務員等を対象として、高齢者や障害のあるお客様への接客に関する研修を実施する。	計画のとおり実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内サインの掲示	車内優先席において、高齢者や障害のあるお客様等の優先利用に関する案内サインを掲示する。	計画のとおり実施済み
車内放送等での呼びかけ	車内放送等で、優先席の適正な利用に関する呼び掛けを随時実施する。	計画のとおり実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・都営交通モニター調査により、施設、車両、接客等に対する意見聴取を実施した。
- ・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を局内で共有するとともに、取組の改善に活用した。
- ・バス停留所における上屋及びベンチの設置拡大を進めた。

(3) 報告書の公表方法

当局ホームページに掲載
URL: https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/safety/initiatives_for_facilitation.html

(4) その他

特になし

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	1,448	1,448	1,448	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	85	85	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	93	93	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	1440	1,440	1,440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

III高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。